

29 監第 32 号

平成 29 年 12 月 4 日

箕輪町長 白鳥 政徳 様
箕輪町教育長 唐澤 義雄 様
箕輪町議会議長 木村 英雄 様

箕輪町監査委員 松本 豊實

箕輪町監査委員 下原甲子人

定期監査の結果について（報告）

平成 29 年度箕輪町定期監査の結果を、地方自治法第 199 条第 9 項の規定により別紙のとおり報告します。

定期監査結果報告書

第1 監査の範囲

地方自治法第199条第4項、箕輪町監査委員条例第2条及び箕輪町監査基準第14条(1)ウの規定による定期監査を、平成29年度箕輪町監査計画に基づき実施しました。なお、施設管理を中心として実施いたしましたので、実施箇所のみでの報告となります。各課の財務（予算の執行状況）に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理等の監査については、平成30年1月以降に実施いたしますので、結果に関する報告についても、監査実施後となります。

第2 監査の方法

平成29年度箕輪町監査計画に基づき、公有財産の維持管理状況、物品の出納保管状況、前回監査時の指摘事項の改善実施状況について、監査資料の提出を求め、現地及び提出された資料の細部について担当職員の説明を求めて監査をしました。

第3 監査の期間

平成29年10月23日から平成29年10月30日まで

第4 監査の対象（監査実施順）

- 10月23日（月）
東小学校、西小学校、教職員住宅、農業青少年センター、長岡住宅団地、長岡団地自治会館、生活改善センター、ふるさと文化保存館、ふるさと歴史小図書館、ふるさとふれあい館
- 10月24日（火）
中学校、社会体育館、中部小学校、藤が丘体育館、南小学校、北小学校、役場庁舎、情報通信センター
- 10月25日（水）
文化センター、地域交流センター、垣外児童公園、三日町保育園
- 10月30日（月）
木下北保育園、若草園、三日町上町地区介護予防拠点施設、中曾根地区介護予防拠点施設、富田地区介護予防拠点施設、木下一の宮地区介護予防拠点施設、上古田地区介護予防拠点施設、下古田地区介護予防拠点施設
- 10月31日（火）
西部南排水処理施設、西部中排水処理施設、東部排水処理施設、八乙女地区介護予防拠点施設、大出山口地区介護予防拠点施設、長田地区介護予防拠点施設、北小河内地区介護予防拠点施設、南小河内地区介護予防拠点施設

第5 監査の結果

1 各施設の前回指摘事項の改善状況

前回監査時に指摘した事項について、改善されている事項もありましたが、改修方法の検討、財源確保の問題から改善されていない事項がありました。

2 各施設（学校）の現金、有価証券、通帳等の管理について

今回監査した範囲において、適正かつ効率的に管理されていました。

3 各施設の物品の出納保管状況について

各施設の物品出納保管状況及び備品管理については概ね、適正に処理されていました。備品管理について、区・地区が管理している施設で指摘事項がありますので「5改善を要する事項」以降で記載します。

4 各施設の公有財産の維持管理について

概ね適正に管理されていましたが、以下のとおり一部に改善・検討を要する点が見受けられました。早急な対応を必要とする点もありますので、適切に対処してください。

5 改善を要する事項

(1) 東小学校

- 体育館南側軒裏に大きな破損箇所が見られ、雨漏りの原因にもなり兼ねない。学童入口ポーチ部分の塗装及び外壁の汚れも含め改善すること。
- プールサイドの段差については、昨年度も指摘した事項である。ケガをした児童もいるので早急に改善すること。

(2) 西小学校

- 土地を借用し使用している職員駐車場について、雨が降ったあと出入口付近が激しくぬかるんでしまい車がはまってしまう。また、駐車場付近に外灯が少ないため暗く危険である。状況を把握し改善すること。

(3) 中部小学校

- 2階渡り廊下について、部分的な修繕を行なったが完全に雨漏りが解消できていない。渡り廊下全体の修繕が必要と考えられる。また、北校舎2階渡り廊下入口の塩ビシートが剥がれており、雨漏り等の影響も考えられるので全体を含め修繕方法等検討し対処すること。
- 職員玄関東側の屋根に亀裂があり、雨漏りも確認されている。早急に対処すること。

(4) 中学校

- 第1音楽室について、現在廊下で上履きを脱ぎ教室を利用しているが、じゅうたんの痛みが激しい。じゅうたんを張り替えるか、撤去する等検討し対処すること。

(5) 学校施設全般

学校施設について、前回までの指摘事項を含め予算の確保がされず改善されていない状況が多々見受けられる。各学校、施設が老朽化し修繕等に費用が掛かる事は承知しているが、適切な維持管理を行う上で指摘しているものであり、改善されないのは大変遺憾である。来年度中に学校の長寿命化計画を策定予定との事であるが、学校と教育委員会とが十分協議を行い、適切かつ計画的な対処を望む。

(6) 文化センター

- 前回指摘事項である正面玄関上部の軒及びフェンスの修繕は、展望塔の修繕を含み9月補正で要求したが、予算化に至らず修繕されていない。また、展望塔の落下防止板は、支柱の腐食が激しく大変危険である。利用度の高い施設であるので正面玄関を含め早急に修繕方法を検討し修繕すること。
- 倉庫不足により保管場所がなく、イベントで使用した物品、これから使用する物品等がホールに山積みになっている。事務所内においても、書類が山積みになっているので物置を整備する等、整理整頓に努めること。

(7) 南小河内介護予防拠点施設

- 南側西角の天井に雨漏りの跡があり、クロスが一部剥がれている。原因を確認するとともに南小河内区と協議し対処すること。

6 意見及び検討事項

(1) 西小学校

- 昨年度の指摘事項であるランチルームの雨漏りについて、本年度屋根の塗装工事を予定しているとの事であるが、未だ発注されていない。夏季休業期間を利用する等、早期に発注し修繕が完了するよう努めること。

(2) 北小学校

- 昨年度の指摘事項である中校舎屋上のパラペット修繕について、当初予算に計上されているにも関わらず、修繕がされていない。夏季休業期間を利用する等、早期に発注し修繕が完了するよう努めること。

(3) 教職員住宅

- メゾンみんなのわについて、料金の値下げを検討とのことであるが、来年度以降の利用を見据え出来るだけ早い段階で結論を出すべきと考える。上古田教職員住宅についても、利用方法を含め検討が必要と考える。

(4) 西部南・西部中排水処理施設

- 施設の後利用について、補助事業等がないため単独事業での整備となる。整備期限は定められていないとのことだが、適切な施設の維持管理を行う上で、関係する区を含め計画的な整備に努めること。

(5) 区・地区等が管理している施設全般

- 区・地区が管理している介護予防拠点施設等の施設において、協定書等に基づき適正な維持管理に努めるよう指導するとともに、備品を含め年1回は施設状況、備品確認を主管課が行うよう努めること。

7 監査委員の総括所見

今回の監査では、毎年実施している小中学校、文化センター、役場庁舎に加え、各地区の介護予防拠点施設をはじめ農業青少年センター、生活改善センター、ふるさと文化保存館等、区・地区が管理をしている施設を中心に施設監査を実施しました。

老朽化が進む学校施設において「5 改善を要する事項」で記載したとおり、指摘事項が改善されていない状況が見受けられました。来年度中に策定する、学校の長寿命化計画に基づき適切かつ計画的に対処してください。介護予防拠点施設をはじめとする区・地区が管理している施設については、概ね良好な維持管理がされていることを確認しました。引き続き、協定書等に基づき適切な維持管理に努めてください。

定期監査結果報告書に記している事項は、施設の適切な維持管理、住民の安全確保の面から改善が必要なものを報告しているものです。危険な個所については、早急に改善措置してください。

なお、課レベルで対応可能な細かい点については、別紙のとおりでありますので、それぞれの立場での対処改善を図ってください。